

いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定
令和7年4月1日 改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できるよう指導に努めます。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるよう指導に努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、坂井市、坂井市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをさします。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う集団作りに努めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達に気がかりのある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い、助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

全ての教育活動を通して道徳教育の充実に努め、発達段階に応じた指導を計画的に行います。そして、思いやりの心や認め合い、学び合う心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等に関する取り組みをアンケートの評価項目に位置付けます。

○教職員・保護者・児童のそれぞれに対してアンケート調査を実施します。

○評価項目

【教職員】

- ・学校教育全般を通して、道徳教育を継続的に行い、児童の心を育ててきた。。
- ・いじめ防止を意識し、温かく好ましい人間関係を育てることができた。
- ・異年齢、異学級など様々な人との交流に取り組ませてきた。

【児童】

- ・学校生活の中で、友達と仲良くするために、相手のことを考えて行動することができた。（道徳、ピアサポートなど）
- ・やさしい気持ちで友達と接することができた。
- ・ちがう学年やちがうクラスの人とも楽しく活動できた。

【保護者】

- ・学校は、心を育てる教育に取り組んでいる。（道徳、ピアサポートなど）
- ・お子さんは、クラスの友達と思いやりの心をもって仲良く過ごしている。
- ・お子さんは、学年・クラスの違う子とも楽しく活動している。

(3) いじめの未然防止

- いじめ防止のための取り組みの改善
いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。
- 授業改善
すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。
- いじめの起きない学校・学級づくり
縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。
- 児童の主体的活動の充実
学級活動や児童会活動等を活用して、「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」という気持ちを高める児童の主体的な活動を推進します。（ポジティブ教育）
- 開かれた学校
「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を得るよう努めます。
- インターネットや携帯電話等に関する指導
インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。（デジタルシティズンシップ宣言）
- 適切な支援
以下の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒について、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
 - ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
 - ・能登半島地震、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

(4) いじめの早期発見

- 積極的ないじめの認知
児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。また、大休みや昼休みに体育館やグラウンド、校舎内を看護当番の教員が巡回し、いじめの兆候がないか目を配ります。
- 情報の共有
職員が学校当番の見回りや日々の活動で気づいたことは、その日のうちに担任に報告し、適切にいじめを認知できるように努めます。また、担任が気がかりに思う児童については、毎月の支援会議にて報告し、全職員で見守れる体制を築きます。
- アンケート・自己チェックの活用
定期的に児童にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。また、児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。さらに、学校と家庭との連携を強め、保護者に学校評価アンケートの中でいじめについての項目を設け多角的に情報を収集し、いじめの早期発見に努めます。

- 教育相談体制の充実
学級担任による個別面談を定期的実施して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。
- 家庭や地域との連携
家庭訪問や電話連絡、Home&School の連絡帳機能などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対応

- 「いじめ対応サポート班」による対応
特定の教職員で抱え込まず情報共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による対策立案、対応により被害児童を守ります。
- 被害・加害児童への対応
いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。
- 保護者への連絡
いじめの事実を把握した場合は、速やかに関係児童の保護者に連絡し、状況や対応の説明を行い、理解や事後指導の協力を得るよう努めます。
- 外部人材の活用と関係機関との連携
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。
- いじめ相談の周知
いじめの相談窓口として、県の24時間電話相談など相談方法があることを児童に知らせ、いじめの早期発見と早期対応に努めます。
・福井県いじめに係る24時間電話相談
TEL 0776-34-4093
上記以外でも平日であれば、下記でも受け付けています。
・福井県教育総合研究所教育相談センター
TEL 0776-51-0511

(6) いじめの解消

- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対応

- いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対応を行います。
 - ・重大事態が発生した旨を坂井市教育委員会に速やかに報告します。
 - ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、坂井市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
 - ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会（リーダー：校長）

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

（構成員） 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任
保健主事、養護教諭、教育相談担当等

（活動） ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践
・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践

- ・いじめの早期発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の実施
- ・保護者アンケートによる、いじめの早期発見
- ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検
- ・いじめの疑いがある場合には、速やかに情報を共有し、いじめを認知した時は「いじめ対応サポート班」の立ち上げ指示
- ・いじめに関する記録（アンケート調査等も含む）の保存 ※保存期間は3年

(2) いじめ対応サポート班（リーダー：校長）

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

（構成員） 校長、教頭、生徒指導主事、関係学年主任、担任、教育相談担当

保健主事、養護教諭等

（活動） ・当該いじめ事案の対応方針の立案、決定

・個人面談による情報収集

・継続的な支援

・保護者や地域との連携

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所等の外部専門家や民生委員などとの連携

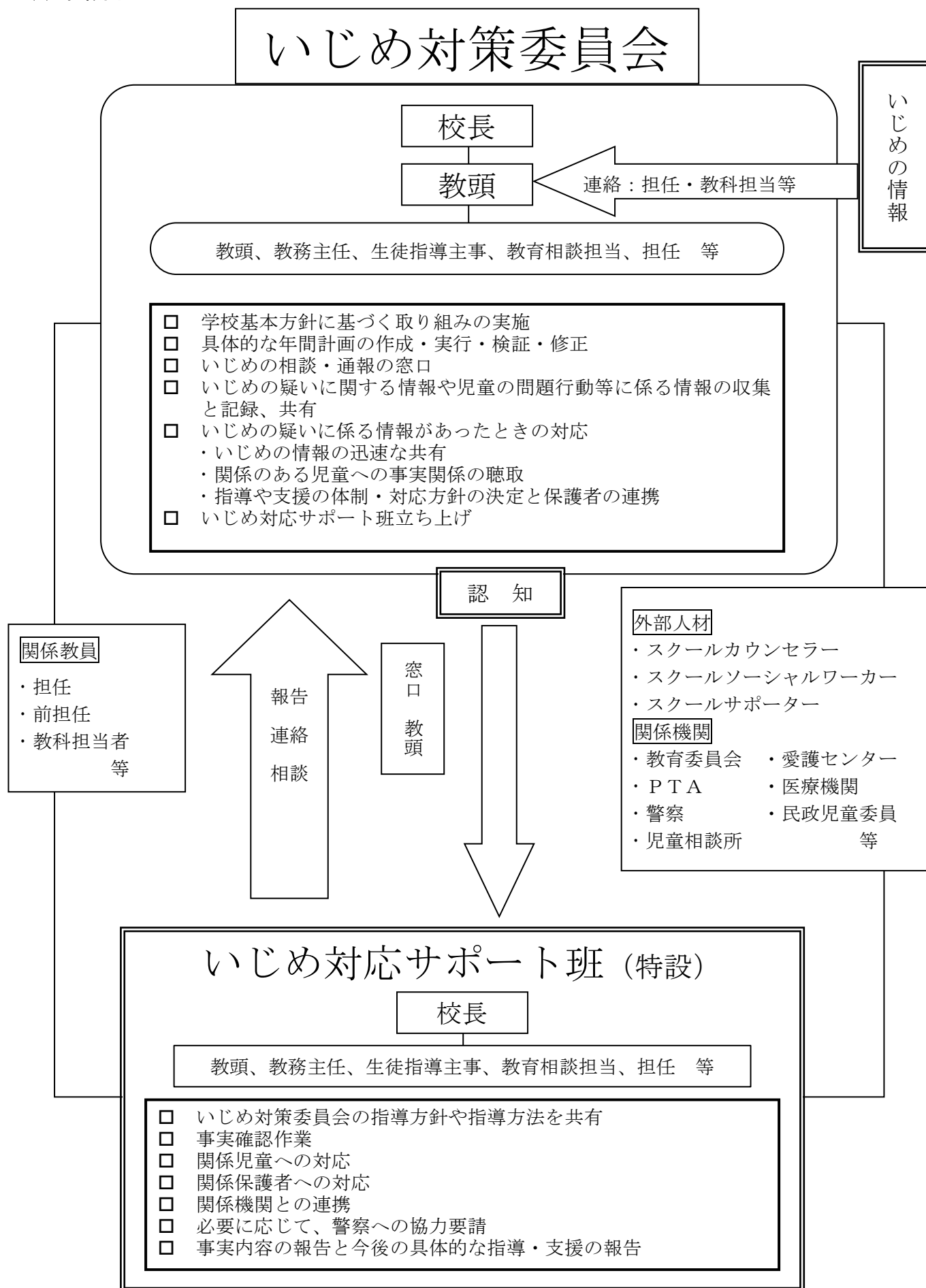
(3) 教育委員会との連携（リーダー：校長）

いじめが起きた場合には、状況に応じて、坂井市教育委員会との早急な連携を図り、いじめの状況について速やかに報告します。状況に応じて、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣を要請したり、他の関係機関との連携の必要性について相談したりします。

(4) 関係機関との連携（リーダー：教頭）

いじめがひどくなることが懸念され、対応が困難な場合には、速やかにPTAや児童相談所、青少年育成団体等と連携します。対象の児童が精神的に極度に不安定な場合には、医療機関と連携します。家庭において問題が見られ、児童や保護者の支援が必要な場合には、児童相談所や民生委員、愛護センター等と連携します。

(5) 組織図



5 いじめ対策の年間行動計画 [4～6月]

	教員の動き等	児 童 の 活 動 等					
		1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生
4 月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ・終礼での情報交換確認 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 P T A 総会 ・基本方針の公表					縦割り活動計画 ・リーダー育成	
	いじめ対応サポート班 ・発生時即対応	縦割り班・異年齢集団活動開始 (子ども会、清掃・登校班・委員会・クラブ) ・自主的活動・絆づくり・リーダーの存在感					
	第 1 回アンテナ会 ・支援の確認・検討	授業参観 学級懇談 P T A 総会					
		おはなし会(読み聞かせ)・ボランティアと活動					
		家庭への啓蒙 ・規則正しい生活・家庭学習時間向上・親子の会話					
		保護者懇談会 ・保護者との連携 ・信頼関係づくり					
5 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導						
	校内研修 ・道徳教育、ポジティブ教育 ・人権教育 ・読書指導 1 年間の人権教育、道徳や読書活動の計画を作成確認	縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり					
	第 2 回アンテナ会 ・サポート報告・共通理解	三国祭り ・自主的奉仕活動 ・絆づくり					
			町探検 ・ボランティ アと活動			運動会計画 ・コミュニケーション力育成	
		校外学習・自主的な活動・絆づくり				自然教室 ・絆づくり ・自主的	
		おはなし会(読み聞かせ)・ボランティアと活動					
6 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導	校 内 運 動 会					
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律 仲間づくりを意識した授業 サポートの確認	魅力ある学校作り ・ いじめアンケート					
		教育相談週間・個別面談					
			町探検 ・ボランティ アと活動				
		親子ふれあい学級					
		おはなし会(読み聞かせ)・ボランティアと活動					
		避難訓練					

[7～9月]

	教員の動き等	児 童 の 活 動 等					
		1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生
7 月	いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況把握	魅力ある学校作り ・ いじめアンケート					
	アンケート分析 ・ 同じ項目で ・ 未然防止に生かす	アンケート調査（個別懇談）→報告（気になる児童）					
8 月	いじめ対策委員会 ・ アンケートの分析等をも とにした振り返り ・ 2 学期に向けて ↓ 職員会議 ・ 重点事項確認	家庭での学習・読書 親子読書					
	いじめに関する校内研修会 ・ 事例研修 ・ 教員の意識点検 ・ いじめの重大事態の調査に 関するチェックリストの活用						
9 月	いじめ対策委員会 ・ 定期的に状況把握	い じ め ア ン ケ ー ト 調 査					
	第 3 回アンテナ会 ・ 2 学期開始の状況確認	いじめ予防授業 ・ 人権に関する弁護士から話をきく ・ ロールプレイ 縦割り班ウォークラリー計画 ・ コミュニケーション力育成 ・ 自主的な計画					
		おはなし会（読み聞かせ）・ ボランティアと活動					

[10～12月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・いじめアンケートの実施と分析 ↓ 情報発信 ・アンケート結果 ・2学期の取り組み	保護者アンケート					
	いじめに関する校内研修会 ・1学期の反省 ・2学期からの取り組み ・教員の意識向上	魅力ある学校作り ・ いじめアンケート					
	第4回アンテナ会 ・アンケート・面談結果から	教育相談週間 → 個別面談					
		縦割り班ウォークラリー ・絆づくり ・体験的活動 ・リーダーの存在感					
11月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	修学旅行 ・計画 ・運営					
	授業研究 ・授業改善 ・学習規律 道徳（規律・友情）学活（いじめ）などで子どもの葛藤からよりよい心を培う授業の在り方を研究	家庭への啓蒙 ・規則正しい生活 ・家庭学習時間向上 ・親子の会話					
	第5回アンテナ会 ・状況把握・支援体制検討	おはなし会（読み聞かせ）・ボランティアと活動					
		おもちゃランド ・2年生が1年生を招待					
12月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	縦割り児童集会 ・自主的活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感					
	保護者懇談会 ・情報や意見収集	避難訓練					
	第6回アンテナ会 ・状況把握・支援体制検討	おはなし会（読み聞かせ）・ボランティアと活動					
		いじめアンケート調査					
12月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	人権教育 ・拉致問題等					
	保護者懇談会 ・情報や意見収集	保護者懇談会 ・保護者との連携・信頼					
	第6回アンテナ会 ・状況把握・支援体制検討	みそを使った料理 ・食育事業					
		卒業文集 ・絆作り					
12月		おはなし会（読み聞かせ）・ボランティアと活動					

[1～3月]

教員の動き等		児 童 の 活 動 等					
		1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生
1 月	いじめ対策委員会 ・ いじめアンケートの実施と分析 第 7 回アンテナ会 ・ アンケート・面談結果から	魅力ある学校作り ・ いじめアンケート					
		教育相談週間 → 個別面談					
		運営委員会 いじめ0運動月間					
		・ 児童自らの運営					
		・ 学級、学年での話し合い活動を通して全校の意識を向上					
		伝承遊び ・ 地域のお年寄りと					
2 月	いじめ対策委員会 ・ 学校評価アンケートの実施と分析 情報発信 ・ 取り組みアンケート評価の結果 ・ 情報発信 第 8 回アンテナ会 ・ 状況把握・支援体制確認	学校評価アンケートでのいじめに関する調査 (児童・保護者・教員)					
		園児と交流・リーダー		中学校体 験入学 ・ 新たな			
		6 年 生 を 送 る 会					
		・ 自主的活動 ・ 絆作り ・ 感謝の心 ・ 次学年への自覚					
		家庭への啓蒙					
		・ 規則正しい生活 ・ 家庭学習時間向上 ・ 親子の会話					
3 月	いじめ対策委員会 ・ 今年度の振り返り ・ 新年度に向けての計画見直し ↓ 職員会議 ・ 課題確認 ・ 計画確認 第 9 回アンテナ会 ・ 反省・来年度に向けて 卒業・進級認定会	いじめアンケート調査					
		校内清掃活動 ・ 感謝					
		ありがとう、登校ボランティアの方					
		・ 地域の方との絆作り ・ 感謝気持ちを手紙に書く					
		教室移動の清掃活動					
		・ 教室に感謝して					
おはなし会（読み聞かせ）・ボランティアと活動							